

東広島市立入野小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立入野小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者及び教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願い、義務教育9年間の見通しをもった生徒指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

次の「教育目標」を達成するよう、「東広島スタンダード」「目指す子供像」を目指して指導する。

【教育目標】

「夢と志」をもち主体的に生きる児童の育成

【東広島スタンダード】

あいさつ	出会った人に気持ちのよいあいさつができる。
へんじ	名前を呼ばれたら気持ちよく返事ができる。
ことばづかい	時と場に応じた言葉づかいができる。
はきものをそろえる	整理整頓や人を思いやることができる。



【目指す子供像】

かがやけ！入野っ子

- ・ かんがえる子
- ・ がんばる子
- ・ やさしい子
- ・ けんこうな子

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立入野小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成を目指し、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。

- (1) 社会の一員として、交通安全ルールを守って登下校をする。
- (2) 通学班での登下校を原則とし、スクールバス又は徒歩で通学する。
- (3) 集合時刻及び歩行のマナーを守り、決められた通学路を通る。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導することとし、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

- (1) 徒歩の場合は、通学路を通り、登校班で一列になり、右側を歩いて登校する。
- (2) 始業時刻は、8時10分とする。
- (3) 欠席の場合は、8時10分までに、欠席の理由を保護者から学校へ連絡してもらう。

- (4) 遅刻の場合は、8時10分までに、遅刻の理由を保護者から学校へ連絡してもらう。
- (5) 早退の場合は、必要に応じて、早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を保護者から学校へ連絡してもらう。
- (6) 原則、登校したら、校外には出ない。
- (7) ケガや体調不良などで保護者に送迎してもらう場合は、通学班と連絡をとり、適切な対応をする。

（髪型）

第4条 髪型については、次のことを指導する。

- (1) 学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や髪の長さとする。
- (2) 不自然な髪型とは、パーマ、アイロン、そり込み、不自然でバランスの取れない髪型等のことをいう。
- (3) 前髪は眉にかからない髪の長さとする。なお、眉にかかる場合は、ピンで留めるなどを行う。
- (4) 後ろ髪が襟幅を超える場合は、黒・紺色のゴムで束ねる。
- (5) 染色・脱色剤などは、健康を保つという観点から行わない。

（服装・身なり等）

第5条 基準服・身なりについては、次のことを指導する。

- (1) 校内外の学習活動及び登下校時は、PTA基準服の規定に則り、正しく着用する。
- (2) 基準服は、次のとおりとする。
 - ① 上着は、紺のダブルで襟なしとする。
 - ② 中着は、白のポロシャツ・カッターシャツ・スクールブラウスとする。
 - ③ 下は、紺の半ズボン又は紺のプリーツスカートとする。
 - ④ 冬服・夏服は、上着の着脱によって区別し、気候と体調に応じて調節する。
 - ⑤ シャツは、裾をズボン・スカートの中に入れる。シャツの下には、必ず、衛生面、自己衛生面を踏まえて下着を着用する。
- (3) 寒さが厳しいときの服装は、次のとおりとする。
 - ① 基本の基準服上下に対し、温度調節はセーター・ベストの着脱で行う。
 - ② 基準服の中に着用するセーター・ベスト類の色は（黒・紺・グレー）とする。
 - ③ 寒さが厳しい通学時には、ジャンパー・コート・マフラー・ネックウォーマー・手袋を着用してもよい。
 - ④ 寒さが厳しいときは、ジャージ（黒・紺）をズボン・スカートの代わりに着用してもよい。
- (4) 靴・靴下・帽子等は、次のとおりとする。
 - ① 通学靴は、原則、白の運動靴とする。紐でもマジックテープでもよい。
 - ② 上履きは、体育館シューズと兼用とし、白とする。
 - ③ 靴下は、原則、白のスクールソックスとする。
 - ④ 帽子は、黄色のキャップ型帽子又はハット型帽子を着用する。
- (5) 運動時の服装は、次のとおりとする。
 - ① 体操服は、白の半袖（長袖）シャツ、学校指定のクォーターパンツとする。
 - ② 体育科授業や運動時は、体操服を着用し、ゴムのついた赤白帽子をかぶる。
 - ③ 水泳の時間は、黒か紺のスクール水着又は競泳水着を着用し、水泳帽子をかぶる。
- (6) その他、次のとおりとする。
 - ① 名札を着ける。
 - ② シューズ入れ袋、歯ブラシ・コップ入れ袋、体操服入れ袋を用意し、必ず記名する。

（持ち物）

第6条 持ち物については、次のことを指導する。

- (1) 学校での学習生活に必要なでないものは、持参しない。
- (2) 携帯電話、ゲーム機器、マンガは持ち込み禁止とする。
- (3) ボールペンは使用しないので持ってこない。
- (4) カバンや持ち物にキーホルダーなどをつけない。
- (5) その他、「入野っ子の1日」に則る。

(校内での生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

- (1) 授業開始時は、チャイムの合図までに席に着き、学習の準備をする。
- (2) 授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを丁寧に行う。
- (3) 学校の外や立ち入り禁止場所には、行かない。
- (4) 校内放送は、静かに聞く。
- (5) 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
- (6) 校舎内では、右側を静かに歩く。
- (7) 靴箱、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物、トイレのスリッパなど、整理整頓をする。
- (8) 忘れ物をした場合、家へ電話をかけることはしない。事情によりやむを得ない場合は、担任に相談し保護者へ連絡してもらう。
- (9) 保健室利用は、次のとおりとする。
 - ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は1時間程度とし、体調の回復が見込めないときは、保護者へ連絡してもらう。
 - ② 度重なる保健室の利用の場合は、保護者へ連絡し、医療機関への受診をすすめてもらう。
 - ③ 虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。
- (8) 給食は、次のとおりとする。
 - ① 衛生面に注意して給食当番等をする。
 - ② 当番は服装（エプロン、マスク、帽子）を整え、準備を行う。当番後には、エプロンをきれいにし次の人に渡す。
 - ③ 食事のマナーを守って食事をとり、食後は、歯磨きをする。
- (9) 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。取り掛かりの時間を守り、時間いっぱい黙って掃除をする。
- (10) 教育相談の希望がある場合は、担任等に相談する。必要に応じて、スクールカウンセラーや心のサポーターと連携して実施する。
- (11) 卒業生や部外者の学校への無断立ち入りはできない。用事のある場合は、まず、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導されたにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関に通報されることがある。
- (12) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、すぐに職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章については、保護責任についても含めることとし、学校・家庭・関係機関が連携を取って指導する。同一内容を繰り返す児童には、特別な指導を行う。

(校区外の生活)

第8条 校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけで校区外へ行かない。

- (2) 児童だけの娯楽施設（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）へ入店しない。
- (3) 児童だけで買い物・買い食いしない。なお、手伝いはその限りではない。
- (4) 児童だけで外泊や夜間徘徊しない。
 - ① 保護者は、夜間（午後11時から翌日5時までの時間）、児童だけで外出させない。
 - ② 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設について、同伴の場合であっても、夜間の利用はさせない。
- (5) 校内では、児童の携帯電話の所持はできない。
- (6) ゲーム機器等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、フィルタリングに努める。
- (7) ゲーム機器、情報通信機器等は、外へ持ち出さない。
- (8) 酒タバコ類等を購入しない。保護者は、酒タバコ類を児童に購入させない。
- (9) 危険箇所へは立ち入らない。保護者は、立入り禁止箇所、池・川等に、児童に立ち入らせない。
- (10) 道路交通法に違反しない。
- (11) 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
- (12) 国道では、自転車に乗らない。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、自己を振り返らせ、よりよい学校生活を送るために指導する。

（問題行動への特別な指導）

第9条 次のとおり、問題行動を起こした児童に対し、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 交通違反
- ⑦ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為（教師、児童等対人、器物破損）
- ② 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
- ③ いじめ
- ④ 登校後の無断外出・早退
- ⑤ 指導に従わない行為（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
- ⑥ 不正行為
- ⑦ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次のとおりとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 口頭説諭による指導（短時間）
- (2) 別室による反省指導
- (3) 授業観察による反省指導
- (4) 奉仕作業による反省指導
- (5) 教育相談と反省指導を複合した指導
- (6) 保護者来校による授業観察指導
- (7) 学校と保護者による協議

（特別な指導を実施する際の留意事項）

第11条 特別な指導は、児童に自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送らせ、人格の形成を行うためのものである。実施に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 特別な指導のねらい、期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 複数の職員で取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 十分な事実確認を行い、時系列での指導記録を残す。
- (4) 特別な指導の後は、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他の行為については、関係機関と連携して対応する。
- (5) 反省は形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行わせる。また、児童の発達の段階を考慮して効果的に行わせる。

（規程の周知）

第12条 児童を対象とする全校集会、保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行う。また、ホームページでの公開を行う。学校に来校しない保護者に対しては、家庭訪問や郵便等を通じて、周知を図る。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。